

# ちばの地域福祉

## 子どもの貧困対策法の成立に寄せて

中核地域生活支援センター 夷隅ひなた  
地域総合コーディネーター 池口紀夫

私が以前働いていた旧教護院（現在の児童自立支援施設）に入所していた子どもたちの多くが被虐待児童であった。東京都が発表した虐待白書Ⅰに原因について分析した記述があるが、原因の第一が「貧困問題」となっている。旧教護院にいる子ども達の家庭の多くがやはり、生活困窮家庭であった。

中小企業で下請けの下請けの苦しい立場での仕事に耐えて、その苦しさをけ口をこどもや母親にぶっつけている父親、失業状態の家庭、借金に追い立てられ昼間なのに雨戸を閉めっぱなしにして、真っ暗な部屋の中に家族がひっそりと暮らしている状況、等々。「生保の子」とバカにされ、仲間外れにされていた子ども、登校班に入れて貰えない子ども。施設に設置された学校に入校した時点での学力は中学生でも平均して小学3～4年でした。

「こども貧困対策の推進に関する法律」が本年6月に制定された。貧困に対する施策を国、地方自治体が実施する責務が明記されたことに大きな意味がある。貧困をその当事者の責任に帰する傾向が常にある。怠け者、努力が足りない！と言う目線にさらされることがまま見られる。生活困窮の事態を乗り越える努力は必要である。しかし、それはあくまで社会の問題として社会が受け止め、社会が支援することによって当事者がその困難に向き合っていけるようになることが福祉国家の基本です。

中核センターの実践の地点からこの対策をとらえた時、この取り組みに対して提言したいことは第一に、生活困窮者本人が暮らしの困難な状況の中で、人生に諦めてしまったり、自分自身が壊れてしまったりしない様に、寄り添いながら、孤立することなく生活の現実に向き合っていけるように支援し続けること。第二に経済的な保障だけではなく、健康、就労、教育、精神、家族関係等々生活に関わるすべての問題に総合的に対応することが必要です。第三に貧困は自尊心を奪います。何よりも自分を肯定できるように支援していくことが求められます。

# 中核地域生活支援センターの地域づくり

市川市地域では、平成12年の民法改正で創設された新たな成年後見制度について、知的障害者の家族会である市川手をつなぐ親の会が積極的に啓発に取り組んできていました。そのため、知的障害のある人の家族を中心に権利擁護の課題に関する関心は高く、勉強会の内容も、具体的な事例検討や後見人になった家族の体験談の紹介などより深まりを見せていました。しかし、がじゅまるの相談活動のなかでは、精神障害や発達障害など他の障害分野では必ずしも権利擁護への関心が広がりをを見せていないことに加え、成年後見の申し立て支援や第三者後見人の確保、後見人の活動のフォローなど、さまざまな課題が把握され、市川市地域において後見制度活用支援の仕組みづくりが必要とされていることを感じていました。

そこで、平成22年度、がじゅまと市川市基幹型支援センターえくるが提案し、判断能力が不十分な人の家族会4団体（市川手をつなぐ親の会、松の木会、千葉発達障害児・者家族の会コスモ市川グループ、市川自閉症協会）に加えて、市川市社会福祉協議会にも参加を呼びかけ、「市川市障害者権利擁護連絡会」（以下、連絡会）が発足しました。連絡会は、障害の種別を超えて横断的に障害者の権利擁護の課題や成年後見制度の活用について理解を広げていくこと、市川市における権利擁護の仕組みづくりについて障害者の立場から意見をまとめていくことを主な目的とし、オブザーバーとして市川市障害者支援課にも参加を求めました。その後、連絡会は市川市地域自立支援協議会・相談支援部会の下部組織と位置づけられ、活動状況は自立支援協議会にも報告されることとなりました。



連絡会は2か月に1回程度の定期的な会議を重ねながら、平成22年度末にはシンポジウムを開催した他、23年度には4団体の会員家族を対象に成年後見制度に関するニーズ調査を実施し、市川市にその結果を提出して仕組みづくりについて要望しました。また、連絡会とは別に、行政の関係部署である地域福祉支援課（高齢者福祉の所管課）、障害者支援課と基幹型支援センターえくる、社会福祉協議会、がじゅまるの民間関係機関が情報交換会を開催し、高齢・障害分野を横断的にカバーする仕組みづくりについて方向性を探りました。

その後、国も市民後見人の確保等について市町村に取り組みを促す等機運が高まったことを受け、連絡会では24年度に大規模なシンポジウムを開催し、シンポジストとして登壇した市川市福祉部長が新年度の予算確保について意欲を示すに至りました。

平成25年9月、市の委託により市川市社会福祉協議会が後見相談担当室を開設、市川市における後見支援の仕組みづくりがスタートしました。連絡会が今年度開催する研修会は後見相談担当室と共催となります。

がじゅまるでは今後とも連絡会の活動に積極的に関わり、地域のニーズを反映した仕組みづくりに力を尽くしていきたいと考えています。

市川市社会福祉協議会

 **後見相談担当室** 

おたがいさま

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が、安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の相談、普及啓発などのサービスを提供する「後見相談担当室」を開設しました。

主な業務内容

- ①後見申立て等に関する相談支援業務  
成年後見制度の申し立てに関する相談に応じます。
- ②後見人等の活動支援業務  
成年後見人、保佐人、補助人等への助言および必要な援助を行います。
- ③市民後見人の活動支援体制検討業務  
市川市が設置する「後見人制度関連機関ネットワーク会議（仮称）」の事務局を務めます。
- ④研修会の開催  
後見人等を務めている方や、関係機関を対象に成年後見制度に関する研修を実施します。

市川圏域 中核地域生活支援センター がじゅまる

【対象地域】市川市・浦安市

【連絡先】〒272-0032 市川市大洲1-14-4東洋荘101

TEL : 047-300-9500 fax : 047-300-9509

# ちば・元気印！～こんなひとたち、見つけた～

## 特定非営利活動法人 あおぞら 理事長 大屋滋氏



### ○特定非営利活動法人 あおぞら

あおぞらは、平成11年からあおぞらハウスという障害者対象のグループホームから発足し、現在は生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援、グループホーム・ケアホームのサービスを展開しています。

### ○地域に困っている人がいればできる限り力になりたい

どんな特性を持つ利用者でも臨機応変に対応したいという考えを、職員は常に持っています。発足当初は、障害をお持ちで地域に居場所がない方や、特別支援学校の卒業生などを受け入れ、“困ったときの「あおぞら」”として地域に親しまれてきました。

### ○利用者一人一人の理解のために

あおぞらとして、「障害特性の理解」、「権利擁護」、「利用者の健康の保持」をテーマに取り組んでいます。障害特性や個々の利用者の理解のために、職員はTEACCHプログラムの勉強会、地域の研究会や施設内研修に参加し、日頃の支援を日々見直し、改善を心掛けています。職員体制として、心理士や看護師、元教職員など経験豊富な専門職を配置に加え、専門的な視点のみに囚われないよう、元農家であった方、地域での人望が厚い方など、それぞれの特性を最大限に活かせるよう心掛けています。

### ○今後のビジョン

地域のニーズとして、以前から考えている居宅介護と、優先的には相談支援を視野に入れています。グループホーム・ケアホームのニーズについては常に物件を探しており、さらなる事業所の新築、増築をし、事業展開を図っていこうと思っています。



大屋理事長、ありがとうございました！！

特定非営利活動法人 あおぞら 本部

旭市江ヶ崎441 Tel 0479-74-8733

Email npoaozora@mbr.nifty.com



## ちば・地域発 ～県内ア・ラ・カルト～

### 犯罪被害者週間 千葉県民のつどい

- [内 容]** 平和といわれる日本でも、交通事故やあらゆる犯罪が起こっています。ある日突然、何の落ち度もない人々が事件・事故に巻き込まれてしまうのです。被害者や家族は、それによって受けた心身の傷とずっと向き合わなくてはなりません。自分や自分の身近な人がそのような境遇におかれたら…あなたも一緒に考えてみませんか？
- [日 時]** 平成25年11月26日(火) 13:00～16:00 (受付開始12:00)
- [場 所]** 千葉市民会館 小ホール(千葉市中央区要町1-1)
- [プログラム]** 基調講演『被害者の声を聴く』 講師：山下亮輔氏(JR 福知山線脱線事故被害者)  
パネルディスカッション『あなたが公共交通における事件・事故に巻き込まれたら』  
ミニコンサート『クラッパー』
- [参加費]** 無料 **[申込締切]** 11月20日(水) ※当日入場可(事前申込者優先)
- [申 込]** 郵便番号、住所、氏名、電話番号、参加人数を記入して、下記申込先まで郵送、Fax、Eメール、電話にてお申し込みください。
- [申込・問合せ先]** 千葉県生活・交通安全課  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(住所省略可)  
Tel: 043-223-2333 Fax: 043-221-2969  
E-mail: [anzen@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:anzen@mz.pref.chiba.lg.jp)

### 精神障がい者 ピア・サポーター/ピア・スタッフ養成講座

#### 第2回 開催記念講演会

- [内 容]** ピアとは、『仲間』という意味です。同じような病気や障がいを持つ人同士が仲間としてお互いに支えあうことをピア・サポートといいます。精神障がいの方に限らず、対人関係の不得手さや生きづらさに悩んでいる方、孤独を感じている方などが 聴かれても、きっと心が軽くなるような講演です。ぜひお越しください。  
参加者と同時に運営ボランティアも募集しています！
- [日 時]** 平成25年11月10日(日) 14:00～16:00 (開場 13:30)
- [場 所]** 成田市中央公民館 第5研修室(成田市赤坂1-1-3)
- [プログラム]** 『セルフケアについて～自分を守る力、信じる力、自分を労わることを大切に～』  
講師：久永文恵氏 [NPO 法人 地域精神保健福祉機構(コンボ)]
- [参加費]** 無料 **[申込締切]** 11月5日(火)  
※当日参加も可能ですが、会場設営と準備の都合上、事前にお申し込みください。
- [申 込]** お名前、住所、ご連絡先を下記申込先までお電話にてお申し込みください。
- [申込・問合せ先]** 成田市社会福祉協議会  
Tel 0476-27-7577(月～金 8:30～17:15)

発行元：千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

事務局：さんぶエリアネット(山武圏域) 山武市成東 189-3 TEL:0475-53-5208 FAX:0475-80-2808

編集：いちほら福祉ネット(市原圏域) 市原市東国分寺台3-10-15 TEL:0436-23-5300 FAX:0436-23-5225

※内容についてのお問い合わせは、いちほら福祉ネット(担当：高地)までお願いします。